



であり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

本法の目的の一つとして「核燃料物質の防護」を明確に位置付けた。

二、特定核燃料物質の定義

プルトニウム、ウラン二三三等を特定核燃料物質として定義し、特に慎重な取り扱いが必要なものとした。

三、特定核燃料物質の防護に関する規定の新設

(1) 特定核燃料物質の防護措置

製錬事業者等に対して、特定核燃料物質を取り扱う場合に防護のための区域の設定、施設等並びに、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備等を義務づけた。

(2) 製錬事業者等の核物質防護規定

製錬事業者等は府省令で定めるところにより、核物質防護規定を設け主務大臣の認可を受けなければならない。

(3) 核物質防護管理者の選任

製錬事業者等は、特定核物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、特定核物質の取り扱いの知

識等が府省令の要件を満たす者の中から核防護管理者を選任しなければならない。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、核物質の防護に関する条約への加入に当たって必要な体制整備を行うため、特定核物質を取り扱う事業者等に対し、防護のための区域の設定をはじめとする、特定核物質の防護に必要な措置の基準を明確にしようとするものであります。また、特定核物質に関する業務を統一的に管理するため、核物質防護管理者の選任の義務づけを行うとともに、特定核物質の輸送に際し、所定の防護措置を義務づけるなど、所要の規定の整備を行うほか、特定核物質を用いた犯罪に関して処罰の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、原子力施設における特定核物質の防護措置の方法、特定核物質防護管理者の選任基準、輸送時における防護措置、低レベル及び高レベル放射性廃棄

物の処理・処分技術開発、海外からの返還廃棄物対策、ブルトニウム空輸に伴う危険性、核ジャック対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに参考人から、意見を聴取するなど長時間にわたる熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して稲村委員より本法律案に対し反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。